

## 公共調達における基本的な枠組みについて

公共調達に係る基本的な枠組みについては、国においては会計法で、地方公共団体においては地方自治法で定められているところであり、概要は、以下のとおりとなっている。

### 1. 契約の原則

- (1) 会計法においては、一般競争入札が原則とされている。契約の性質等に応じ、指名競争入札、随意契約によることもできる。
- (2) 競争参加資格については、必要に応じ発注者が定めることができる。とされている。

### 2. 最低価格自動落札

- (1) 最高又は最低の価格で入札した者を、契約の相手方とすることとされている。
- (2) 落札となるべき価格の入札が複数あるときは、くじで落札者を決定することとされている。
- (3) この原則の例外として、以下の事項がある。
  - ① 総合評価制度  
契約の性質等に応じ、価格その他の条件が最も有利な者と契約することができる。なお、国にあつては、あらかじめ財務大臣と協議を行う必要がある。
  - ② 低入札価格調査制度  
契約の相手方となるべき者の入札価格が、一定水準以下の価格である場合には、適切な履行が可能かどうか調査を行い、調査の結果に応じ、次順位者と契約することができる。
  - ③ 最低制限価格制度  
地方公共団体においては、必要に応じ最低制限価格を設定することができる。

### 3. 予定価格制度（上限拘束性）

- (1) 予定価格の制限の範囲で入札した者でなければ、契約の相手方とはできない。上記の総合評価を行った場合でも同様。
- (2) 国においては、予定価格を秘匿して入札を行うこととされている。

会計法令・地方自治法令対照表

事項	会計法	予算決算及び会計令	地方自治法	地方自治法施行令
<p>契約の原則            国：一般競争            地方：一般・指名・随契</p>	<p>(一般競争の原則)            第29条の3 契約担当官及び支出負担担当官(以下「契約担当官等」という。)は、契約売約を締結する場において、第3項及び第4項に規定する場をさし、公告知り競争に付さなければならぬ。</p> <p>2 前項の競争に及ぶ項の競争に必要なる事項は、政令でこれを定める。</p>	<p>(各参加者の資格)            第7条 各省の長が定める一般競争の資格) 各省の長又は、必要とする職員の買入れその他、物件の契約の種類ごと、金額又は販売資本の額及び製造員等の額及び経営の状況に一般競争を定めることができる。</p>	<p>(契約の締結)            第34条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。</p> <p>6 競争入札に加わろうとする者に必要なる事項は、政令でこれを定める。</p>	<p>(一般競争入札の参加者の資格)            第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるときは、一般競争入札に参加する者に必要なる事項として、あらかじめ、応じ、工事、製造又は販売等の額及び経営の資格を定めることとする。</p>
<p>競争参加資格            (一般競争)</p>	<p>2 前項の競争に及ぶ項の競争に必要なる事項は、政令でこれを定める。</p>	<p>(各参加者の資格)            第7条 各省の長が定める一般競争の資格) 各省の長又は、必要とする職員の買入れその他、物件の契約の種類ごと、金額又は販売資本の額及び製造員等の額及び経営の状況に一般競争を定めることができる。</p>	<p>(契約の締結)            第34条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。</p> <p>6 競争入札に加わろうとする者に必要なる事項は、政令でこれを定める。</p>	<p>(一般競争入札の参加者の資格)            第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるときは、一般競争入札に参加する者に必要なる事項として、あらかじめ、応じ、工事、製造又は販売等の額及び経営の資格を定めることとする。</p>

事項	会計法	予算決算及び会計令	地方自治法	地方自治法施行令
最低価格自動落札	<p>(契約の相手方) 第29条の6 契約担当官等は、競争に付する場合同様に、政令の定める目的に於て、契約の制限の範囲内において、最低の価格を締結するものとする。</p>	<p>(第79条 契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格(第91条第1項の競争に於ては交換し、同条第2項の競争に於ては財務大臣の定める事項に於て同様書、その予定価格を記載し、又は認めなければならぬ。)</p>	<p>(第234条) 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下本条において「競争入札」という。)に付する場合同様に、政令の定める目的に於て、最低の価格を締結するものとする。ただし、普通地方公共団体の支拂い、原因となる契約の支拂いは、政令の定める範囲内において、最低の価格を締結するものとする。</p>	<p>&lt; 予定価格の作成等については自治法令には特段の規定がないことから、地方公共団体の財務規則で規定することとなる。 &gt;</p>
予定価格				

事項	会計法	予算決算及び会計令	地方自治法	地方自治法施行令
くじ引き		<p>(予定価格の決定方法)        第80条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。        2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。</p> <p>(落札者の決定)        第83条 落札した者が2人以上あるときは、契約担当者以上あるうち、当該入札者から、落札者となるべき者を定めて、落札者とする。前項の場合において、当該入札者があるときは、これに代わつて入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。</p>		<p>(一般競争入札のくじによる落札者の決定)        第167条の9 普通地方公共団体の長は、落札した者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p>



